

羽曳野市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

羽曳野市教育委員会

羽曳野市立学校における携帯電話の取扱いについては、

児童生徒の携帯電話の持込みを「原則禁止」とする。

しかし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、例外的に認めるものとする。

【例外的に保護者が持込みを学校に求める場合】

(1) 保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、学校の許可を得ること。

【学校が持込みを認める場合】

(1) 学校との協議内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。

(2) 保管方法は、学校が指示する方法とする。

(3) 学校との協議内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって制限する等の措置をとる。

<保護者の責任について>

- ①携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- ②子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- ③例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

※本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
(注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。)